



〒326-0143 栃木県足利市葉鹿町 1-28-32  
電話:0284-64-1522 FAX:0284-64-0245

越智オフィス

検索

越智法務行政書士事務所

検索

# 社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

## 「労働者派遣事業者」の許可基準を 実質緩和へ

### ◆「資産要件」を緩和へ

厚生労働省は、労働者派遣事業者の許可基準を緩和する方針を固め、改正案を公表しました。

現在は、許可申請事業主に関する財産的基礎として、純資産等で一定の要件を設けていますが、地方公共団体が事業者の債務を保証することなどを条件として、実質的に資産要件を撤廃します

労働者派遣法に基づく許可基準を改め、9月上旬にも適用する方針です。

### ◆現行は「資産要件 2,000 万円」

現行の許可基準では、派遣労働者に対する賃金支払いを担保するため、許可申請事業主に対して、「資産の総額から負債の総額を控除した額が 2,000 万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること」「基準資産額が負債の総額の 7 分の 1 以上であること」「事業資金としての自己名義の現金・預金の額が事業所数に 1,500 万円をかけた金額を上回ること」といった要件が課されています。

### ◆地方公共団体の保障で要件を担保

今回示された改正案では、地方公共団体が企業と債務保証や損失補填の契約を結ぶことを条件に、これらの要件を満たさなくても事業をすることを許可するとしています。

地方公共団体との債務保証契約や損失補てん契約が存在することで、資産要件を満たしている場合と同じ程度の評価ができると判断するものです。

資産要件の基準そのものは引き下げず、労働者への賃金支払いが滞らないようにします。

### ◆2015 年改正による基準を、実態を踏まえ緩和



2015 年の労働者派遣法改正で、それまで資産要件を満たす必要がある許可制の事業者と、資産要件のない届出制の事業者の 2 種類あった事業者の区分が、許可制に統一されていました。

事業者は来年 9 月までに許可制に移行する必要がありますが、今年 7 月現在で、許可制の事業所数が約 2 万 4,000 件あるのに対し、届出制は約 5 万 5,000 件と移行は順調に進んでおらず、「資産要件のハードルが高い」といった指摘も寄せられていました。

今回の基準改正で移行を促し、経営規模の小さい事業者でも派遣業を続けられる環境を整えて、地方で働く人などが仕事を見つけやすくするねらいです。

## 「ストレスチェック制度」の実施状況と 関連する助成金

### ◆初の取りまとめ

ストレスチェック制度の実施状況が、制度施行後、初めて取りまとめられ、厚生労働省から発表されました。

その結果、実施義務対象事業場のうち、ストレスチェック制度を実施したのは 82.9%で、実際にストレスチェックを受けた労働者の割合は 78.0%でした。

そのうち、医師による面接指導を受けたのは平均 0.6%ですが、事業場規模が小さくなるほどその数値は

高くなっています（50～99人規模では0.8%）。

社員が死亡等された場合、健康診断を受けさせない（受けていないことを放置する）ことで会社の管理責任が問われるケースがありますが、これからはストレスチェックを受けさせないことで会社の責任を問われるようなケースも出てくるかもしれません。

#### ◆「ストレスチェック制度」とは？

ストレスチェック制度は、50名以上の従業員がいる事業場に義務付けられているもので、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。

労働安全衛生法に基づき、2015年12月から、毎年1回、この検査をすべての労働者に対して実施すること、その結果に基づく面接指導などを実施することが義務付けられました（ただし、契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です）。

なお、現時点で50名未満の事業場については「努力義務」となっていますが、今後義務化される可能性もあります。

#### ◆制度導入に対する助成金

50人未満の事業場がストレスチェック制度を実施する場合には支援措置が用意されています。

2017年度は、従来からあった「ストレスチェック助成金」に加え、次の3つの助成金が新設されました。

- ・職場環境改善計画助成金
- ・小規模事業場産業医活動助成金
- ・心の健康づくり計画助成金

政府や行政の動きとしても、労働者の健康確保は最近の目玉政策の1つであり、労働基準監督署による集中的な指導・監督が行われています。

社員がメンタル不調で欠員となる影響は中小企業ではより深刻です。会社の経営は社員の健康なくして語れない時代になりました。予防こそ最大の対策です。

### 9月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]

10月2日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

#### ～当事務所よりひと言～

お盆が過ぎ、夏から秋へと移り変わる季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会は、2017年度の地域別最低賃金の改定について、昨年と同じ過去最高レベルで全国平均25円引き上げるとの目安を示しました。各地の地方審議会で協議し、10月から適用される見通しです。

#### 《地域最低賃金の改定予定》

都道府県	現在の最低賃金	改定予定の最低賃金	上げ幅の金額
東京都	932円	958円	26円
埼玉県	845円	871円	26円
千葉県	842円	868円	26円
栃木県	775円	800円	25円
群馬県	759円	783円	24円
新潟県	753円	777円	24円

☆算定基礎届の提出により、社会保険料は変更になります。

4月から6月に支払われた給与で算定基礎届を行い、その結果により9月1日からの社会保険料が変更となります。一般的な翌月徴収の場合、徴収額の変更は10月支払分からとなりますのでご注意ください。

当事務所より、9月中に社会保険料変更のご案内をいたします。